

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

一九七九年（昭和五十四年）、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は一九八五年（昭和六十年）、この条約を批准した。二〇二一年（令和三年）現在、百八十九か国が批准している。

さらに一九九九年（平成十一年）、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、二〇〇〇年（平成十二年）十二月末に発効している。二〇二一年（令和三年）現在、条約批准百八十九か国中百十四か国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

また、SDGs実施指針十七において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取り組み八つの優先課題の一つに「あらゆる人々が活躍する社

会・ジェンダー平等の実現」が掲げられ、支援を必要とする女性等が誰ひとり取り残されることのない男女共同参画の視点が強く求められており、政府は、第五次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、政府及び国会においては、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向け、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年三月二十八日

箕面市議会